

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 22 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第 2 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「令和4年12月」を「令和5年12月」に改める。

附則第6項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。